

交通安全施設に係るデジタル回線サービス契約書（案）

奈良県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は交通安全施設に係るデジタル回線サービス（以下「回線サービス」という。）について次のとおり契約を締結する。

（回線サービス）

第1条 本契約に基づき乙が甲に提供する回線サービスは、別紙「交通安全施設に係るデジタル回線サービス仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（契約期間）

第2条 契約締結日から令和13年3月31日までとする。

（運用期間）

第3条 回線サービスは令和9年4月1日から運用する。

（履行場所）

第4条 本契約の履行場所は仕様書の別表のとおりとする。

（利用料及び支払方法）

第5条 契約金額は、金 円（取引に係る消費税及び地方消費税に相当する額円を含む）とする。

2 乙は、月額利用料 円（消費税等 円を含む。）を利用月翌月に内訳書を添付して甲に請求するものとする。

なお、導入費相当額 円（消費税等 円を含む。）については、納入完了の翌月末までに甲へ請求するものとする。

3 甲は、正当な請求書を受理した日から30日以内に導入費及び月額利用料を支払うものとする。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、 円とする。

（検査）

第7条 乙は、甲の指定する期日までに、甲の指定する場所に本業務を遂行するために必要なデジタル回線を正常な状態で使用できるようにした後、甲に完了届を提出するものとする。

2 甲は、前項の完了届を受理したときは、その日から起算して10日以内に検査を完了し、当該検査の結果を通知しなければならない。

3 乙は、甲の検査に合格したときは、直ちに当該回線等を甲に引き渡すものとする。

4 乙は、甲の検査に合格しないときは、直ちに補修し、甲の検査を受けなければならない。この場合において、前項の規定を準用する。

（権利の譲渡等の制限）

第8条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（再委託等の禁止）

第9条 乙は、この契約による回線サービス業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。

3 前項の場合において、乙は第三者の行為について甲に対して全ての責任を負うものとする。

（立ち入り及び調査）

第10条 乙及び乙の関係者は、回線サービス業務のため、甲の許可を得て甲の管理する施

設に立ち入ることができる。この場合において、乙及び乙の関係者は、必ずその身分を証明する証票を携帯しなければならない。

- 2 甲は、合理的に必要ながあると認められる場合、提供される回線サービス業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

(原始資料等の提供及び返還)

第11条 甲は、乙が回線サービス業務の遂行のために必要な甲が保有する資料、情報、機器等（以下「原始資料」という。）を、乙の書面による要求により可能な範囲で乙に無償貸与、開示等を行うものとする。

- 2 乙は、前項の規定により提供を受けた原始資料のうち、業務の遂行上不要な原始資料については、遅滞なくこれを甲に返還しなければならない。

- 3 乙は、故意又は、過失により第1項の規定により提供を受けた原始資料を滅失し、若しくは棄損し、又はその返還が不可能になったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは現状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(原始資料等の管理)

第12条 乙は、前条第1項の規定により提供を受けた原始資料を善良なる管理者の注意義務をもって管理し、及び保管し、かつ処理業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

- 2 乙は、前条第1項の規定により提供を受けた原始資料を複製し、又は第三者に提供する必要が生じた場合にあっては、甲の事前の承諾を得なければならない。

(契約の解除)

第13条 奈良県契約規則第25条の規定によるものとする。この場合において、同条第1項第7号中「契約者に契約関係を継続し難い重大な事由があると認められるとき」とは乙について次のいずれかに該当する事由があるときをいう。

- (1) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 本契約に係る下請契約等に当たって、第1号から第5号のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）において、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- (8) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(損害賠償)

第14条 第13条の規定により甲がこの契約を解除した場合、乙は、奈良県契約規則第24条第2項に基づき契約金額の100分の10以上に相当する額を損害賠償金として、甲の指定

する期間内に納付しなければならない。

- 2 乙は、その責めに期すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(予算の減額又は削除に伴う契約の解除等)

第15条 甲は、翌年度以降の甲の歳入歳出予算において、乙に支払うべき利用料が減額又は削除されたとき、あるいは、契約回線の廃止、停止、移転等の必要が生じたときは、契約を変更又は解除することができる。

- 2 甲が、前項の規定によりこの契約を変更又は解除したことにより乙に損害を与えたときは乙は、当該損害の賠償を請求することができる。

(個人情報の保護及び情報セキュリティの確保)

第16条 甲及び乙は、本契約による業務において知り得た情報を漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

- 2 乙は、個人情報の保護について、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

- 3 乙は、別記2「情報セキュリティ遵守事項」により情報セキュリティを確保しなければならない。

- 4 本条の義務は、本契約が終了し、又は、解除された後においても同様とする。

(法令上の責任等)

第17条 乙は、電気通信事業法（昭和59年法律第86条）、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、かつ、責任をもって労務管理を行うものとする。

(不可抗力)

第18条 地震、台風、津波、その他天変地異、戦争、暴動、内乱、テロ行為、疾病、疫病、公権力による命令・処分その他の政府による行為、争議行動、運輸機関、通信回線等事故その他不可抗力によるこの契約の全部又は一部（金銭債務を除く。）の履行遅滞又は履行不能については、いずれの当事者もその責任を負わないものとする。ただし、当該事由により影響を受けた当事者は、当該事由の発生を速やかに相手側に通知し、回復するための最善の努力をする。

(協議事項)

第19条 この契約に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、奈良県契約規則に基づき甲乙協議の上、その都度これを定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 奈良市登大路町80番地
奈良県警察本部警務部
会計課長 四本 博之

(乙)